

お客様各位

保険商品ご提案に際してのご案内

セイレイ興産株式会社
ヤンマー保険事業部

この度は、弊社に保険商品ご提案の機会を頂き、誠にありがとうございます。
 弊社は多様な分野の保険商品の取り扱いを可能とし、また優位性のある新商品をいち早く取り入れることを可能とするため、複数の保険会社の商品を取扱う乗合代理店です。

1. 弊社の取扱保険会社

損 害 保 険 会 社 （ 9 社 ）		
三井住友海上火災保険(株)	損害保険ジャパン日本興亜(株)	A I G 損害保険(株)
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京海上日動火災保険(株)	日立キャピタル損害保険(株)
楽天損害保険(株)	共栄火災海上保険(株)	au 損害保険(株)

生 命 保 険 会 社 （ 8 社 ）		
アフラック生命保険(株)	三井住友海上あいおい生命保険(株)	アクサ生命保険(株)
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険(株)	東京海上あんしん生命保険(株)	
エヌエヌ生命保険(株)	日本生命保険(相)	FWD 富士生命保険(株)

2. 募集人の権限の明示

弊社の損害保険募集人は、原則、第三分野（医療保険等）以外の商品については、お客様と保険会社の損害保険契約の代理を行い、損害保険契約締結の代理権と告知受領権を有しています。また、第三分野商品については、お客様と保険会社の損害保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権と告知受領権を有していません。

また、生命保険募集人は、お客様と保険会社の生命保険契約の媒介を行い、生命保険契約締結の代理権や告知受領権を有していません。

※告知受領権・取扱代理店に対し告知頂いた事項は、引受け保険会社に告知頂いた事になります

3. お客様の個人情報の利用目的

弊社は、複数の保険会社から保険業務の委託を受けておりますが、お客様に同意をいただいた上で、損害保険・生命保険及びこれらに付随・関連するサービスの提供等の業務に必要な範囲で利用いたします。その他の目的で利用することはありません。詳しくは弊社ホームページの「プライバシーポリシー」をご参照ください。

裏面へ

4. 弊社は、下記販売方針により、お客様に保険商品をお勧めいたします。(推奨理由)

【損害保険】

弊社は、9社の損害保険会社より保険業務の委託を受けておりますが、

○三井住友海上火災保険(株)

損害保険ジャパン日本興亜(株)

A I G損害保険(株)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

東京海上日動火災保険(株) の商品をお客様にお勧めいたします。

(推奨理由)

団体扱契約については、各団体における上記5社中取扱件数の上位1社を推奨いたします。
団体扱契約以外については、保険事務・保険金支払い等の相互信頼関係が強く、最も取扱件数が多い代申保険会社(○印)を推奨いたします。

※弊社制度商品(スペリオール・建機・ヘリコプター・特約店総合賠償等)については、別途、引受保険会社にてご案内いたします。

※ホームページにおける保険販売について

弊社はホームページ上で保険販売を行っております。リンク先の保険会社のホームページで契約が完結する保険商品の内、弊社が販売を行うことを決定した以下の保険商品を販売する方針です。

三井住友海上火災保険(株)(海外旅行保険)(バイク自賠責保険)(1日分の自動車保険)(ネットde保険@サクル)

(ネットde保険@ごるふ)(1DAYレジャー保険) 損害保険ジャパン日本興亜(株)(海外旅行保険)

A I G損害保険(株)(海外旅行保険) 東京海上日動火災保険(株)(1日自動車保険) au損害保険(株)(ペット保険)

【生命保険】

(1) 弊社は、8社の生命保険より保険業務の委託を受けておりますが、
アフラック生命保険(株)をお客様にお勧めいたします。

(推奨理由)

保険事務・保険金支払い等の相互信頼関係が強く、販売実績が多い代申保険会社
アフラック生命保険(株)を推奨いたします。

(2) ヤンマー団体保険<マイチョイス>から簡易告知による終身医療保険への移行制度を利用される場合は、三井住友海上あいおい生命保険(株)をお客様にお勧めいたします。

(推奨理由)

簡易告知による移行制度は、三井住友海上火災保険(株)・三井住友海上あいおい生命
保険(株)による独自制度であるため、三井住友海上あいおい生命保険(株)を推奨いたします。

5. 上記以外の損害保険商品・生命保険商品による提案をご希望される場合

(1) 弊社が推奨する保険商品以外の商品提案をご希望される場合には、弊社担当者にご希望をお申し付け下さい。お客様が希望される商品をご説明させていただいた上で、お客様のご意向に沿ったご提案をさせていただきます。

(2) 販売実績にかかわらず例外的に推奨保険会社(推奨商品)を追加する場合がございます。

(新商品や従来は推奨してこなかった補償・保障の追加など)

(3) 毎年12月末現在の既往1か年の取扱件数により、推奨保険会社の見直しを行います。

(4) 継続契約の更改時に、特に変更等の申出のない場合、原則同一商品をご提案いたします。

以上